

幸福とは何か ―歴史と「社会」から読み解く考察―

岸田佳純・今井愛依理

はじめに

「幸福とはなにか？」という問題は、時代や地域を問わず、人間としての生活を営む中でいつも重要な問題である。近年、各種調査において、日本の幸福度の低落傾向が示されている。幸福に関する学説を検討し、現在の幸福について分析し、今後の幸福のあり方を考察する。

1 西洋哲学・倫理学における「幸福論」の3分類

「幸福とは何か」という問いは、時代や地域を問わず人間生活において重要な問題であり、様々に論じられてきた。本論では、「どうしたら幸福になれるか」といった人生論的幸福論ではなく、「幸福とは何を意味するのか」という幸福の概念分析を行ってきた西洋哲学・倫理学上の幸福論を対象とする。ここでの「幸福」とは、「手段としてではなく、目的自体として善いものであり、非人格的に善いのではなく、当の本人にとって善いものである」と定義される。また、社会の幸福と言う場合も、社会を構成する具体的な人々の個人的幸福の総体を意味する（森村進 2018）。

本論では、デレク=パーフィットによる幸福論の三分類（〈快樂説 Hedonism〉・〈欲求実現説 Desire Fulfillment〉・〈客観的リスト説 Objective List Theory〉）に従って、現在の幸福について分析し、今後の幸福のあり方を考察する。

以下に、パーフィットによる三分類を簡潔に説明する。〈快樂説〉とは、すべての快樂が、そしてそれだけが、本人にとっての幸福であり、またすべての苦痛が、そしてそれだけが、本人にとっての不幸であるとする説である。ここでの「快樂」=幸福は、快い心理状態のことである。古代ギリシアのプラトン・アリストテレスや、ヘレニズム時代のストア派・エピクロス派、19世紀のジェレミー=ベンサム、ジョン=スチュアート=ミルら功利主義者たちの論が代表である。次に、〈欲求実現説〉とは、本人の欲求(=望むこと)が実現されることが、本人にとっての幸福であり、またその欲求が実現されないこと、本人が避けようとする事態が実現してしまうことが、本人にとっての不幸であるとする説である。20世紀には通説とされ、現在に至る。最後に、〈客観的リスト説〉とは、本人の信念や欲求とは独立に幸福を構成する要素が複数あるという説である。20世紀末以降、特に重要視される。代表的なのはアマルティア・セン。センは人間の安全保障（人間の生存や尊厳を脅かす存在のない状態を確保する取り組み・概念のこと）や人間的発展（人間としての自由を高め、潜在能力を身に着けてそれを活用できるようにしていくこと）に取り組むべきだという考えを持っている。潜在能力とは「様々なタイプの生活を送る」という個人の自由を反映した機能の集合のこと。機能とは食べ物に困らない、健康であることや教育を受けているということなどである。潜在能力を高めるということは潜在能力を活用できるチャンスをつかめるような社会を作るためにリストアップさせるということだ。（パーフィット 1998、森村進 2018）

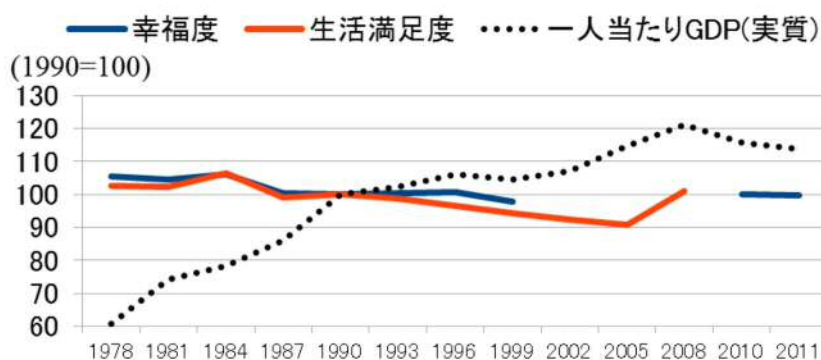
2 幸福の現状分析

「目標を達成しろ。」「夢を持て。夢を叶えろ。」会社や学校でよく聞く言葉だ。「成功者になるためには・・・。」本屋でよく見かけるフレーズだ。＜欲求実現説＞に基づいて現在の世の中が形成されていることが、これらから簡単に読み取れる。成功者になるため、また成功者のみ味わうことのできる贅沢を楽しむことを夢見て人は努力する。資本家だけでなく、一部の労働者もこのように生活を送る。大部分の労働者は、贅沢できる特権など持たず、国家による社会保障制度に補助されながら生活する。だが全く贅沢を求めないわけではない。つまり、人々は＜欲求実現説＞に基づいて夢や目標のため、その先にある快樂のために努力する。資本家は快樂を楽しんで生活し、労働者は国家による＜客観的リスト説＞を具現化した社会福祉制度に補助され生活しながら自らに見合った快樂をささやかに楽しむ。双方が、それぞれに見合った＜快樂説＞による幸福を求めながら生活するのだ。しかし、社会保障制度によって、夢や目標によって努力できる基盤を国家により与えてもらったにもかかわらず、努力せずに贅沢を直接的に求めてしまう人もいる。またこの人々が生活していくために、さらなる社会保障制度による補助が必要となる。社会保障制度は国民の税金から支出されているから、税金を払っている人からの非難を受けるという現状がある。しかしこの現状は社会的に見て当然である。

「＜欲求実現説＞に基づく幸福が正しい」と学校や社会、家庭で社会保障制度にも助けられながら教育され、その先にある大きな＜快樂説＞的な幸福を望み、身近な快樂説的幸福に励まされて努力したであろう納税者からすると、直接的に快樂を手に入れる人は狡猾だと感じる。もし、努力しない人が許容されてしまえば、社会保障制度を当てにして、かつ快樂も感じられる生活をする人が増大してしまうだろう。現在も少子高齢化が深刻化し続けている日本で、さらに納税者人口が減り社会保障制度を必要とする人口が増大してしまえば、とうとう国家は成り立たなくなってしまうのだ。もう一度述べるが、社会保障制度は＜客観的リスト説＞を具現化したものであるので、現在に生きる人々の幸福観は3説が密接に関係しているということがわかる。さて、国家の大部分を占める人々が多かれ少なかれ社会保障制度の恩恵を受けるが、一部の国を除いて世界の国家の社会保障制度は希薄である傾向にある。日本も例外ではない。近年のアンケートで日本人の主観的な幸福度が低いことが分かった。(図表1)また、国連における世界156カ国を対象に行った世界幸福度報告によると、日本は54位と先進国7国内で最も低いという結果が出た。時代と共に下降傾向にあり、また国際的に見ても低い日本の幸福度を政府はどう考えているのだろうか。実は、平成22年の段階から内閣府は有識者からなる「幸福度に関する研究会」を発足している。この研究会では、『幸福度指標』を策定した。『幸福度指標』とは個人が感じる「幸福感」とそれを支える様々な要因を、地域、時系列で比較可能にした物差しであり、評価のためのツールである。『幸福度指標』策定の意味については、日本における幸福度の原因・要因を探り、自分の幸せだけでなく、社会全体の幸せを深めていくためである。この指標の測定として内閣府幸福度研究会が幸福を判断させる際に重視する項目は主観的幸福感を認めたうえで、「経済社会状況」、「心身の健康」、「関係性」についての3

つの柱を立てた。また、これまでの研究成果からは、自然地域コミュニティー、天然資源、生物、地球環境などの維持が現在の世代の幸福感に影響を及ぼしていると明確に言えないものの、現代世代の幸福感が将来世代の幸福感の自制のもとに進むのは望ましくない、という観点から「持続可能性」は3つの柱と別に立てるとしている（内閣府 幸福度研究会 HP）。『幸福度指標』は、日本国民の幸福を構成する要素を体系化し、列挙している。すなわち、『幸福度指標』は客観的リストを具現化したものである。このことから、内閣府は国民の基準をリスト化し、この結果をもとに福祉政策を考えることを試みていることがわかる。この指標が政党のマニフェストや実際の政治に活用され、将来日本の幸福度の上昇が実現されることはあるのだろうか。

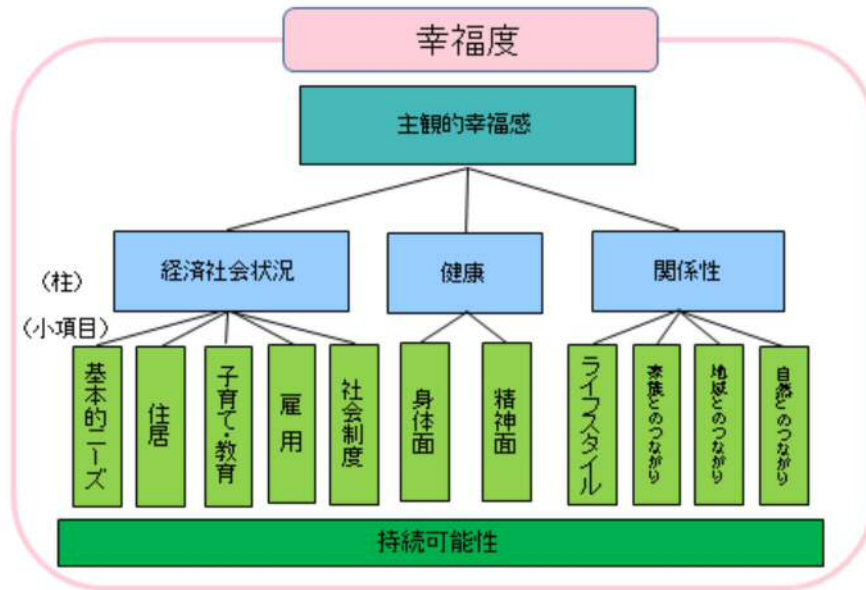
(図表1) 日本における幸福度の推移



(図表2) 世界幸福度ランキング2018(World Happiness Report2018より)



(図表 3) 幸福度指標案体系図



ここで、現在既に施行されている福祉政策の例として、社会保障教育の私立高校授業料無償化をあげる。公立高校は国の高等学校等就学支援金制度により全国で授業料が無償化されている。私立高校では国の制度だけでは十分な支援とはいえず、国の補助金に加えて各都道府県が独自の制度で授業料を補助しており、特に大阪府では「私立高等学校等授業料支援補助金制度」という名称で全国でもトップレベルの水準で私立高校の授業料を補助している。各都道府県が私立高校の授業料を無償化することで、低所得者層の教育を受ける選択肢が広がった。このことは前述の<客観的リスト説>が20世紀末から重要視されていると言う流れが実感できよう。この福祉政策によって得られる<客観的リスト説>的幸福が私たちにとって身近な教育の無償化制度である。

また、社会保障の根拠となる憲法の規定をしてみる。自由主義に基づく日本国憲法では、第13条で幸福追求権が保障されている。なぜ幸福権ではなく幸福「追求権」なのか。自由主義において、幸福とは主観的なものであり、幸福を定義づけることは避けるべき権威主義（パターナリズム）に当たるため、国民がそれぞれの幸福を「追求する権利」を保障する、即ち幸福追求の客観的な基盤を保障する必要があるためだ。第25条に生存権の規定がある。健康で文化的な最低限度の生活を保障するものであり、これは<客観的リスト説>の立場だ。自由主義国家の憲法においては例外的な条文だ。幸福追求の客観的基盤の保障として、なぜ自由主義国家において<客観的リスト説>的内容の憲法が記載されているのか。それは19世紀の近代国家が憲法に盛り込んだ基本的人権の柱は、思想や表現の自由などを保障する「自由権」（国家からの自由）だった。アメリカ合衆国憲法などには、今日でも生存権規定はない。国家は市民の安全と自由を守る役割さえ果たせば十分で、不当に個人の領域に入り込まない「自由国家」が望ましいという考えからだ。ところが、資本主義経済の発展は、失業や貧困などの社会問題を発生させ、資本家と労働者

の激しい階級対立を生んだ。さらに国家が乗り出さなければ、社会資本の整備も進まないという事態に陥った。ここから国家による経済活動、国民生活への介入を認める「福祉国家」の考えが広がった。1919年に制定されたドイツのワイマール憲法は151条で「経済生活の秩序は、すべての者に人間たるに値する生活を保障する目的をもつ正義の原則に適合しなければならない」と明記した。そこには、自由な市場に任せるだけでは人間の尊厳は保てないという考えが色濃く反映されている。さらに1929年の世界恐慌以後、貧困層に対する制度的救済を求める運動が世界的に広がり、自由権を享受するためにも、まず生存権が保障されなければならないという積極自由主義の考えが欧米で幅広く支持されるようになる。その結果、福祉制度の整備を進める国が相次いだ。日本国憲法の生存権規定は、こうした20世紀前半の欧米の社会思想、運動を反映したものだ（毎日新聞 Web）。

以上から、現在の幸福について、幸福論の3分類の構成を次のように整理できる。〈欲求実現説〉の定義する諸個人が合理的に追及する幸福こそが、現在、求めるべき幸福であること。そのこととの関係から、〈客観的リスト説〉に基づく幸福を最低限度の普遍的幸福、すなわち権利としての幸福とすること（ただし、それらは最低限度の幸福そのものであり、権利であるというよりも、〈欲求実現説〉に基づく幸福にアクセスするための前提、すなわち「手段」として理解されている傾向にある）。また、〈快樂説〉は、〈欲求実現説〉を支える内容のものは肯定され、妨げとなるものは否定的に捉えられる。つまり、〈欲求実現説〉の唱える幸福追求に資する限りにおいて、〈快樂説〉と〈客観的リスト説〉の唱える幸福も是認されるという構成になっている。幸福論の3分類に基づいて幸福の現状分析を終えたいま、我々は、幸福論の通時的思想史的分析に立ち入らなければならない。

幸福の定義は、「当の本人にとって善いもの」であった。しかし、現在の幸福を論じるとき、上述の諸調査や幸福度指標が示すように、近代国民国家を単位とし、あるいは近代国民国家が個人の幸福を担うことが前提されている。近代国民国家は、17世紀に確立した社会契約説をその存立根拠としている。

同世紀、オランダのグロティウスは、自然法における基本的な2つの原理として、人間には自己保存の自然権があること、他人の生命・財産を侵害してはならないことを挙げた。いずれも広義の所有権に関する原理である。

イギリスのホッブズによる社会契約説は、上記2原理のうち自然権を前提とした。万人が自然権を行使する自然状態は「万人の万人に対する闘争」状態に陥るため、万人が自然権を放棄する契約を結び、その契約を守るために単一の個人か制度に権力を与えた。それが国家であると言わねば。ここで重要なことが2点ある。ひとつは、ホッブズが自然権においてすべての人間が平等であるとしている点であり、近代国民国家には自由と平等（権利）を守ることが前提とされている点である。古代ギリシアのアリストテレスは都市国家（ポリス）を前提として人間の幸福を論

じたが、ポリスには平等の契機はなかった。端的に奴隷が存在したのだ。もうひとつは、社会学者のパーソンズが指摘するように、その社会契約説は功利主義的であるという点である。

同じくイギリスのロックによる社会契約説は、グロティウスの2原理を共に前提としており、近代国民国家の存立根拠に、自由と平等（権利）を守ることに加えて所有権の保証の契機を組み込んでいる。ロックの社会契約説は、17世紀末の市民革命（ブルジョワ革命）たる名誉革命を理論的に正統化するものであった。ここにイギリスは近代国民国家形成の端緒についていた。

市民の自由と平等を原理とし、所有権の保障を重視する近代国民国家イギリスは、18世紀後半の産業革命を経て、19世紀前半には次々に自由主義的改革を遂げることになる。つまり、政治的には自由主義、経済的には資本主義経済という、現在の近代国民国家の主流を成す構成国家体制の成立である。その理論的支柱となったのがベンサム・ミルの功利主義であった。ミルは自由主義の確立者でもある。

功利主義は、パーフィットの3分類においては、〈快樂説〉に分類される。ここで、疑問が生ずる。我々の現状分析によれば、幸福論の主流は〈欲求実現説〉であり、〈快樂説〉はそれに資する限りにおいて認められるものであった。社会変革のなかで幸福観にも変化が起こったことが想定される。我々の仮説は以下のとおりである。まさに、この時期のイギリスにおいて〈欲求実現説〉は〈快樂説〉から派生したのではないか。ミルは快樂に質の差異を認め、理性に基づく高級な（精神的な）快樂を追求することを主張した。つまり、〈欲求実現説〉とは、〈「高級な快樂」実現説〉といえるのではないか。そうであれば、現在一般的に「快樂」を「低級な（肉体的な、直接的な）快樂」（あるいはあるべき快樂に対する余剰の快樂、贅沢な快樂）と認識することも、我々の現状分析において、〈快樂説〉が〈欲求実現説〉に資する限りにおいて認められるものであったことも説明できる。また、〈客観的リスト説〉の位置づけも、社会契約説が自由と平等（権利）を守ることを近代国民国家の存立根拠としたことから、平等（権利）の保障にあたるといえる。

3 3説の歴史と「社会」的背景

前5世紀中頃に起こるペロポネソス戦争以前のポリスには男性市民全員の参加を原則とする直接民主制があった。ギリシアの人々は、今日の国家と比べるとはるかに小規模なポリスと呼ばれる共同体を各地に形成して生活していたのであり、それだけにポリスでの共同生活と緊密に結びついていた。そこには市民同士が平等で、共同体意識があり、私たちが思い浮かべるようなもので快樂説的幸福があっただろう。快樂説の歴史は長く、古くは古代ギリシアでプラトンやアリストテレスにより論じられてきた。この哲学者たちが幸福について考えていた時、「労働」については問題にされない。なぜなら、古代ギリシア時代では奴隷制度があり、ほとんどの労働は奴隷がしていたからである。まだ自然権や基本的人権にあたる概念が無いためにこの時代では快樂説がもっとも有力であったと考えられる。アリストテレスによると、ポリスは人間が生きるために生じたが、しかしそれはすでに人間が「善く生きる」ために存在するの

であるし、また全体が部分に先立つように、ポリスは家族や個人に先立っている。人間の善い生き方は、人間がポリス的人間として善く生きることにある。また、倫理的徳が「中」に成り立つとされたのも、「中」に従うことが、ポリスという共同体に生きる個人にとって最適であり、さらには自らが属するポリスの維持と繁栄にとっても最適であると考えたからであろう。このことはアリストテレスの倫理がポリス的人間の倫理であり、またその範囲にとどまったことを示すであろう。その後、ポリス間での慢性的な抗争があり、ポリスの内部は変質していった。自作農民の没落が増え始め、傭兵などの流行によりポリス市民の共同体意識が失われていき、ポリス社会は衰退の一途をたどる。ギリシア古典時代末期、アレクサンドロス大王は、王子のときにアリストテレスを家庭教師としてギリシアの思想に親しんでおり、征服した各地にギリシア文化を植え付けるのに熱心であった。こうしてギリシア文化は、それまでのギリシア文化圏を超え出て東方世界に拡大された。この時代が西洋の歴史の上でヘレニズム時代と呼ばれる時代である。ソクラテスも参加したペロポネソス戦争（前431-404）の頃から、すでにギリシアのポリスは衰退に向かっていて、ヘレニズム時代に入ってポリスは人々を結束させる機能を失い、急速に没落への道を歩んだ。ポリスを生活の中心とし、ポリスの共同体の倫理に従っていた人々も、自分の生活の中心を失い、どのように生きるのが人間らしい善い生き方かを改めて考え直す必要に迫られたのだ。この時代にはポリス中心の考え方に代わって、ポリスの枠にとらわれない生き方を理想とする世界市民主義（コスモポリタニズム）の思想が知識人の間に生まれ、同時に個人主義的な風潮も強まった。コスモポリタンは、今日では一般に「世界市民」と訳されているが、ギリシア語のコスモポリテースという言葉には、さらに自然全体をポリスとして生きる人間という意味が込められている。このヘレニズム時代に、ポリスの倫理に代わって登場したのが、エピクロス派の倫理と、ストア派の倫理である。この倫理は快樂説の中にある高級な（精神的な）快樂をより強めたものだ。つまり、この時代にはすでに質の概念があったともいえる。エピクロス派のエピクロスは身体的な苦痛がないことと、心が平和であることに最上の快を見いだした。つまりエピクロスは、どんな快であれ、それを享受するのがよいとする、今日のエピキュリアンと呼ばれる享樂主義者ではない。エピクロスもアリストテレスと同じように「思慮」や「自足」を重視するが、それはこうした快の選択に際しては思慮の働きが必要であり、また身体は無苦や心の平静さは、つつましい自足した生活のうちのみ見いだされると考えたからであろう。エピクロスが求めた自足は、自分個人の自足であって、そこにもはやポリスの影は見いだせない。ポリスが崩壊し、広大なコスモポリスに投げ出されてみると、共同体を失った個人にとって頼りになるのは自分自身だけで、人間が幸福であるかどうかは、もっぱら自分の在り方にかかわってくる。エピクロスの倫理は、コスモポリテースの倫理とはいってももっぱら自分自身の幸福を求める個人主義の倫理であり、自己幸福の倫理である。また、ストア派の開祖ゼノンも人々に善い生き方として勧めたのは、まず自然に従って生きることであり、「自然と整合的に生きること」であった。人間には衝動を統制する理性が自然本性に備わっている。したがって人間の場合、自然にしたがって生きるとは、「理性に即して生きること」である。理性が示す理法（ゴロス）は、人間のあり方をも含めて、自

然を全体として支配している理法であるから、この理法に従って生きることが、自然と整合的に生きることに他ならない。そしてストア派が人間の「徳」とよぶのは、人間の魂がこのように自然の理法と整合している状態である。よって、ストア派の場合、「自然にしたがって生きよ」とは「理性にしたがって生きよ」ということであり、それはまた「徳にしたがって生きよ」ということで、これらはすべて同じ一つのことを指しているのである。また、理性の統治の下にある限りでの情念を、「善き情念」として認めた。そしてこれらの考えは、狭い意味での道徳の領域にだけでなく、法（法律）の領域にも適用された。法は、国によっては異なるが、それは実定法が自然によってではなく、人間の取り決めによって設定されたものだからである。だが実定法のなかには、善い法もあれば悪い法もある。その判定の基準は自然において定められている正しい理法に適合しているかないかによって判定される。そこから社会契約説、功利主義へと繋がる。国が異なろうと真実の方はただ一つであり、それは自然によって定められた自然法であるという考えは、ストア派においてはじめて定着したと見てよいであろう。そしてこのことは、ヘレニズム時代に入ってポリスが崩壊し、人々がコスモポリテースになったことと、無関係ではない（宇都宮芳明 2019）。

次に「功利主義 (utilitarianism)」とは、「功利性 (utility)」ということをも原理とする思想体系で、18世紀末、産業革命が目覚しく進展しつつあったイギリスで成立した。功利性の原理をはじめて明確に主張したのはベンサム (1784–1832) であり、その後を引き継いでこの原理をさらに洗練し、その強化を図ったのが、J・S・ミル (1806–1873) である。ベンサムは、『道徳および立法の諸原理序説』(1789)の第一章「功利性の原理について」の冒頭で、ほぼ次のように語っている。自然は、人類を、「苦 (pain)」と「快 (pleasure)」と言う二人の主権者の支配下においてきた。その苦と快は、人間の行為や言動や思考のすべてを支配していて、人間はこの支配から脱することはできない。このことを認め、このことを思想体系の基礎とすることが、「功利性の原理」なのである。ベンサムは、後になって、この功利性の原理を、「最大幸福の原理 (the greatest happiness principle)」ともよんだ。さらに「最大多数の最大幸福 (the greatest happiness of the greatest numbers)」と言う表現を用い、「統治の唯一の正しい、そして正当化できる目的は、最大多数の最大幸福である」とも語っている。ベンサムは、「社会の利益」とは、「社会を構成している個々の成員の利益の総計」であると考えていたし、個人の行為が周りのできるだけ多くの人々の幸福を促進すれば、それが社会の幸福の促進につながると考えていた。しかし功利性の基本原理と、最大多数の最大幸福の原理は、ただちに結びつくとは考えられないのである。だがベンサムは、この二つの原理は調和すべきものと考えていた。ベンサムの意図は、たんに個人道徳の原理を示すだけでなく、統治者・立法者（社会契約説に基づく近代国家）がどのような原理に基づいて統治や立法を行うべきかを示すことにあった。功利主義の目的は、「理性と法の手段によって、幸福の組織を建設すること」にある。統治者は、できるだけ多くの国民ができるだけ大きな幸福に平等

に与ることを目指して、立法し、統治すべきであるというのが、ベンサムを考えなのである。ベンサムは、何に快を感じようと、快はすべて質的に同じであり、したがって二つの快は、それぞれの量を測ることによって比較できると考えていたが、ミルは快樂の中でも「質」の存在を認めており、価値が高い、質的に高次の快と、価値が低い、質的に低次の快とを区別した。ミルの言う高次の快とは、いわゆる精神的な快であり、低次の快とは、肉体的感覺的な快のことである。ミルの考えでは、肉体的感覺的な快しか経験したことのない人間は別として、精神的な快をも経験した人間は、ほぼ必然的にその快が肉体的感覺的な快よりもすぐれた快であることを認め、それを選ぶようになる。ミルの論法は、人間は誰でも自然本性的に快を求める、しかし快には高次の快と低次の快とがある、人間はすべからず高次の快を求めるべきであるというもので、ベンサムの論法よりも、論理の上で整合的であるといえよう（宇都宮芳明 2019）。そしてミルは、人間は誰でも何らかの程度において「尊厳（品位）の感覺（a sense of dignity）」をそなえていて、この感覺と、人間の高次の諸能力とは、ある程度比例している、と語っている。ゆえに、人間は、自分が単なる動物ではなくて人間であるという、人間の尊厳についての感覺をそなえていて、この感覺の鋭い人は、人間に特有な高次の諸能力を發揮することができる。動物も味わうであろう肉体的感覺的な快よりも、人間が高次の諸能力を介して味わう精神的な快を選ぶようになるのは、このように人間の尊厳の感覺によるのであり、この関係は可逆的である。ミルによると、功利主義の基準は、行為者自身の最大幸福ではなく、全体的な幸福の最大量、つまり功利主義者が正しい行為の基準とするのは、行為者個人の幸福ではなく、関係者全部の幸福である。自分の幸福か他者の幸福かを選ぶ時に、功利主義が行為者に要求するのは、利害関係を持たない善悪の第三者のように、厳正に公平であれということだ。ここでミルは、「おのれの欲するところを人にほどこし、おのれのごとく隣人を愛せよ」というイエスの教えを引き、これが「功利性の倫理の完全な精神」であり、「功利主義道徳の理想的極致」である、とする。功利主義は、この理想に近づく手段として、二つのことを提唱する。一つは、「法と社会の仕組みが、各個人の幸福や利益を、できるだけ全体の利益と調和するように組み立てられていること」であり、いま一つは、「教育と世論が人間の性格に対してもつ絶大な力を利用して、各個人に、自分の幸福と社会の幸福の善とは切っても切れない関係があると思わせること」である。こうすることで、人間は、「一般的な善を増進しようとするひたむきな衝動が、各個人を習慣的に動かすようになる」であろう。このようにミルは、一方では社会の仕組みの変革を説き、他方では教育と言うことの重要性を強調する。教育によって、人々は人間の高次の諸能力を十分に發揮できるようになり、人間の尊厳にふさわしい高貴な人間となる。「功利主義は、高貴な性格を全体的に開發することによって、はじめてその目的に到達する」のである。ミルはまた、教育の進歩によって、われわれの性格のうち、「われわれの同胞との一体感」が強く根を張るようになり、そして人間は、「誰もがまるで本能的に、自分は当然他者に配慮する存在だと考えるようになる」という（宇都宮芳明 2019）。

ミルが生きた 19 世紀初頭のイギリスでは資本主義の利潤第一の生産により、労働者階級の貧困、失業、労働苦が広がるが、貧民は作業所に収容され、少ない食事で仕事を強いられ、教育を受ける機会もほとんどなかった。また、低級な快樂に幸福を感じる人は世間から批判されても仕方ないと主張する。しかし、公共の福祉に反することがない限り、ミルは他人からの干渉を認めていない。すなわち、明らかに間違った行為でも他人に迷惑をかけない限り自己責任であり、他人からは放任されてしまう。(関嘉彦 1967)ミルの考え方では、支配者層と労働者層に大きく格差が生じる。格差の拡大は自由の帰結であり、教育の機会を持たない労働者層が快樂の質についての判断をすることは難しいため、「低級な快樂」問題は自己責任ではなく、放任すべき事項ではないと考える人々が出てきた。その中のある人々は教育の機会をはじめとする、当時全く存在しなかった「社会保障」、すなわち客観的リスト説による幸福を求めた。一方、支配者層と労働者層に二分化された自由主義社会の仕組み自体に疑問を感じ、社会保障制度が完全に具現化し、完全な『平等』を求める社会主義社会への転換を求める声を挙げる人々も出てきた。様々な歴史を経た上で現代社会においても主流は資本主義経済である。中間層の存在を考慮しても支配者と労働者層に二分化された社会であり、支配者は最大限の利益を得ようとする。支配者は、労働者の低級な快樂、例えば居眠りや雑談などを許してしまうと、利益は出ない。支配者からすると、低級な快樂を我慢させ高級な快樂を求めさせた方が利益は大きい。つまり、ノルマや目標を達成した時に得る快樂の方が大きいから低級な快樂は我慢すべきであり、またそれを実行できる人の方が立派であるという考え方を労働者に浸透させようとした。この支配者の考え方が 20 世紀に有力になる欲求実現説の根本となったと考えられる。つまり、ミルから欲求実現説が生まれたのだ。資本主義国家は政治的には自由主義に則り、その幸福観は快樂説・欲求実現説的で、社会保障の分野も市場が担うべきとの考えが主流で、平等に重きを置く社会主義国家の幸福観は客観的リスト説を徹底させたものと言える。冷戦期、資本主義国家では低所得者層が社会主義国家の永遠のテーマである平等に惹かれ彼らが社会主義陣営に流れるのを防ぐための対抗措置として資本主義国家は社会保障を充実させるようになった。即ち福祉国家政策である。社会主義陣営が崩壊し冷戦が終結すると、グローバル化した市場経済の下、新自由主義政策が推進されて現在に至り先進資本主義は社会保障の縮小に転じる。世論の多くが求める社会保障の充実からは遠のいている。

考察

これまでに記したように、幸福についての 3 説を歴史とともに考えると、幸福についての考え方は時代ごとの社会のあり方に密接に関わっている事が分かった。教育の例から分かるように、現代社会において主観的な幸福の実現は客観的な幸福がそろっていなければ不可能だと考えた。

私たちの現在の幸福を哲学する

この研究を通して疑問が浮かんだ点がある。例えば、教育福祉制度によって大学に行けた人が

その後、自堕落な生活を送っていると知ったとき嫌悪感や社会貢献をしてほしいと思う人も少なくはない。目標や夢の実現を求め、自分たちに何らかの利益が欲しいからだろうと推測できる。このような感覚は現代を生きる私たちの国家のほとんどが資本主義であるからだ。しかし、国民のほとんど、ましてや我々学生が自分は自由義者だということを認知していない。それは上記にもあるように自由主義的教育によって社会が形成されてきた側面があるためだ。教育は我々の幸福を生み出すものであると同時にこの社会においては効率良く利益を生み出す人材を育成するためのものでもあるのだ。つまり、主観的であるはずの幸福に客観的にいわば社会的に利益を生み出す視点が入っていることになる。現在、教育現場では教育者は生徒の高級な快樂、すなわち夢や目標を叶えて立派な人間になることを実現するために生徒を指導している。そのような教育を受け、個々人の夢や目標を選択する時、それは他者にコントロールされていない主観的なものであるとは言えない。学業や労働から得られる欲求実現説的幸福は主観的でなければならないのに対し、＜客観的リスト説＞に基づいた政策などにより、欲求実現説的幸福が侵され、目標や夢が社会的に制限されている。この侵された欲求実現説的幸福はある人にとっては良いかもしれないが、またある人にとっては生きにくさを感じてしまうだろう。そもそも＜欲求実現説＞が生まれたのは資本家たちが労働者を安く働かせ利益の大部分を独占することを主としており、利益の源である労働者の快樂説的幸福の質を「低級な快樂」から「高級な快樂」へと幸福観をスライドさせ、それを「目指す」ことを促し、利益を今よりももっと増大させたいという思惑があった。ここからわかるように今の資本主義社会はこの思惑から成り立った＜欲求実現説＞、つまり資本主義社会において夢や目標を高級な快樂としたい＜快樂説＞といえるものが正義だという考え方が主流だ。資本主義社会を生きる私たちは知らず知らずのうちにこの幸福観の影響を強く受けている。資本主義社会の中で低所得者層にとっての快樂説的幸福は低級なものとして嫌厭されるが、高所得者層だけが味わえる快樂説的幸福はむしろ欲求（夢や目標）を日々実現したいと思っている者にとっては格別な幸福であり、低級な快樂とは程遠い存在となっている。しかし、双方の快樂説的幸福は本来変わらないものであるはずだ。ここまで述べてきたように、資本主義社会に生きる国民は高所得者層の快樂説的幸福を得ることを目指し、＜欲求実現説＞の欲求を実現するための最低限の保障として＜客観的リスト説＞にのっとった政策でカバーしてきた。だが、日本における3説の幸福のバランスを考えると日本は人口減少や少子高齢化などにより社会保障費がかさみ、また、夢や目標を実現させることも難しくなっており、3説の幸福のバランスを保てていないのが現状だ。また、快樂説的幸福をも得る機会は近年失われていく一方である。政府は社会福祉制度すなわち客観的リストを活用し持続可能性を考えながら主観的幸福を求めることができる環境づくりを時代に合わせて作り続けなければならない。

謝辞

筆者と共に「幸福とは何か」についての思想史を学んだ大原真珠さん、皿井亜花莉さん、船越谷恩さん、堀珠喜さん、前崎杏さん、山口瑞希さん、石川ひなのさん、岩本ほのかさん、安達日菜多さん、石田実葉瑠さん、伊藤朋乃果さん、川阪愛佳さん、福富百合香さん、その他たくさんの方々、ありがとうございました。

そして、多大な苦労や時間を惜しまず、本論文の指導をしてくださった岡本竜郎先生、本当にありがとうございました。本論文を書くにあたって教えていただいた知識をこれからも深めて参ります。協力してくださったたくさんの皆様、ありがとうございました。

参考文献

- アリストテレス『ニコマコス倫理学』上・下（高田三郎、岩波文庫、1971）
エピクロス『エピクロス—教説と手紙』（出隆・岩崎允胤訳、岩波文庫、1959）
青山拓央『幸福はなぜ哲学の問題になるのか』（2016）
アダム・スミス『道徳感情論』
アマルティア・セン『経済学と倫理学』（2016）
安藤馨『統治と功利』（2007）
宇都宮芳明『倫理学入門』（2019）
カタルジナ・デ・ラザリ＝ラデク、ピーター・シンガー『功利主義』
幸福度に関する研究会『幸福度指標試案』
国連 世界幸福度ランキング
https://s3.amazonaws.com/happiness-report/2018/WHR_web.pdf
児玉聡『功利主義入門』（2012）
『世界の名著 38 ベンサム J・S・ミル』（1967） 関嘉彦「道徳および立法の諸原理序説」「自由論」「功利主義論」
ジョン・ロールズ『正義論 改訂版』（2010）
G・E・ムア『倫理学原理』（2010）
J・L・マッキー『倫理学』（1990）
デレク・パーフィット『理由と人格』（1998）
内閣府 幸福度に関する研究会 HP
<https://www5.cao.go.jp/keizai2/koufukudo/koufukudo.html>
図表1 https://www5.cao.go.jp/keizai2/koufukudo/pdf/koufukudosian_sono1.pdf
永井均『倫理とは何か』（2011）
長谷川宏『幸福とは何か』（2018）
フィリップ・フィット『人間にとって善とは何か 徳倫理学入門』（2014）
プラトン『ゴルギアス』（『世界の名著 6 プラトン I』田中美知太郎訳、中央公論社、1966）
プラトン『国家』（『世界の名著 7 プラトン II』田中美知太郎訳、中央公論社、1969）
プラトン『ピレボス』
ブルーノ・フライ『幸福度をはかる経済学』（2012）
考えよう憲法 6 生存権 国にどこまで関与させるか
毎日新聞 Web <https://mainichi.jp/articles/20010702/org/00m/010/999000c>
森村進『幸福とは何か』（2018）
R・M・ヘア『道徳的に考えること』（1994）